

## 目黒清掃工場建替事業にかかる環境影響評価調査計画書に対する区長意見

目黒清掃工場の建替事業の実施にあたり、東京二十三区清掃一部事務組合に対しては、清掃工場整備計画策定段階から区民への丁寧な説明と清掃工場の安定的な操業及び地域の良好な生活環境の維持、並びに区民の安全安心を確保することを要請してきているところです。

現在の目黒清掃工場は、「自区内処理」の原則により東京都が計画し、地域住民と行政との苦難と努力の結果として平成3年に完成しました。建設過程からの地域住民等による、ごみ処理方法に対する疑問の投げかけやリサイクルへの転換の機運醸成活動などは、区におけるリサイクル運動推進の大きな契機となったところです。

その後、清掃事業の特別区への移管や「共同処理」への転換など、特別区における清掃事業が大きく変わる中で、23年が経過しました。

本建替事業では、清掃工場に付帯する緩衝緑地の拡大や建物屋上及び壁面の緑化、周回道路の覆蓋化など、地域の景観や生活環境の向上とともに、環境負荷の低減につながる新たな取り組みが予定されていることは、これまでの経緯を踏まえ周辺環境への配慮がなされたものと捉えております。

本建替事業による新工場の建設に際し、その環境影響評価の調査結果等については、工場建設の歴史的経過などを踏まえ、地域住民に対してわかりやすい十分な説明が不可欠であると考えます。また、関係法規の順守はもとより、地域の生活環境に十分配慮した環境影響評価の実施を求めます。

こうした取り組みによって、新工場が「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」として地域環境に積極的に貢献していくため、本事業について、「環境と共生する」目黒区として、当区の環境審議会の意見を踏まえ、環境影響評価調査計画書に対する意見を以下の通り述べます。

### 1 全般的な事項

- (1) 本事業は既存施設の建替えであり、特に公害防止等の取り組みについては、現施設と建替え後施設の対比等の手法により、改善点や建替えの効果等を明らかにすること。
- (2) 目黒区では、平成27年度に「目黒区一般廃棄物処理基本計画」及び「目黒区みどりの基本計画」の改定を予定していることから、改定内容を踏まえ、環境影響評価の手続きを進めること。
- (3) 本事業に当たっては、環境に対する負荷の軽減に最大限努めること。
- (4) 既存建物の解体工事や新工場の建設工事において、環境保全対策に万全を期するとともに、操業後の工場の運営においても、常に最新技術の導入等を検討し、一層の環境保全を図るように努めること。
- (5) 環境影響評価項目として予測・評価はしないものの、測定を実施する項目については、測定のみとした理由について明示すること。このことについては、住民への説明でも申し伝えること。

- (6) 現在測定している項目については、新しい工場でも、引き続き測定し公表すること。
- (7) 工場周辺には、小学校や保育園等があり、周辺道路が通学路にも利用されていることから、解体工事や建設工事に際しては、工事車両の運行など、幼児・児童及び地域の安全を確保すること。
- (8) 環境影響評価手続きや新しい清掃工場の稼働後を含めた各段階において、区民への説明や資料等については、できる限り専門用語等の使用を避け、わかりやすい簡潔なものとする。

## 2 環境影響評価の項目

### (1) 大気汚染

ア 微小粒子状物質（PM2.5）については、予測・評価手法が確立されていないとして予測・評価項目に入っていないが、今後、予測・評価手法が確立される可能性もあることから、環境影響評価書案作成時には、予測・評価する項目として検討すること。

イ 当該地点は周囲との高低差があるため、地形なども考慮した予測をすること。

### (2) 悪臭

ごみ収集車の工場搬入時及び周回道路渋滞時の悪臭の項目が予測対象となっていないが、住民の懸念もあるため、工場敷地内における悪臭について予測の対象とすること。

### (3) 騒音、振動

ア 工事期間中の騒音・振動については周辺への影響が大きいため、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例の基準に適合させるだけでなく、より環境改善に資するよう検討すること。また、工事期間中一時的に著しい騒音・振動の発生の可能性があるため、これらについても十分対処されるような予測とすること。

イ 工事期間中の騒音・振動については、解体工事及び建設工事それぞれで、予測すること。

ウ 低周波騒音については、区民によっては心身に係る不安があるため、低周波騒音について予測項目として予測をすること。

### (4) 水質汚濁

工事施工中の水質汚濁については、仮設の汚水処理設備で処理を行うとされているため、予測の対象とすること。なお、工場稼働後も継続して測定すること。

### (5) 土壌汚染

ア 施設の稼働による焼却灰の処理、汚水処理設備、及び排ガス処理過程において区民の土壌汚染への懸念もあることから、工事施工中に加え、工事完了後の予測の対象とすること。

イ 施工中の土壌調査地点は、特に搬出路周辺を中心に細かく行うこと。

ウ 土壌調査の対象物質を明らかにすること。

エ 既存工場を廃止する際には、東京都環境確保条例、土壌汚染対策法に義務付けられている土壌汚染調査を実施すること。

## (6) 地盤、水循環

ア 地盤、水循環に影響の少ない工法や、環境保全のための措置について計画されているが、周辺住民に十分な説明を行うこと。また、建替え後の本清掃工場躯体等が、地盤や水循環に影響を与えないよう慎重かつ十分な措置を講ずること。

イ 周辺の防災用井戸への影響について、予測・評価するとともに水位について測定すること。

## (7) 日影

建設計画の周知にあたっては、既存建築物との比較など、具体的でわかりやすい計画内容の説明を行い、地域住民の理解を得るよう努めること。

## (8) 景観

ア 景観に係る評価の指標は、東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた地域景観の方針ではなく、目黒区景観計画によるべきである。

イ 目黒区景観計画は、景観形成の方針や実際の景観誘導に関する基準などを定めるほか、特に目黒川、山手通り、目黒通りについては、景観形成上重要な軸となる特定区域に指定し景観形成基準を定めていることから、目黒区景観計画に十分配慮すること。

ウ 環境保全のための措置として、建築物の外観だけでなく、それに付随する室外機等の設備機器などについて、周辺環境と調和したデザインとすること。

エ 緑化の具体化にあたっては、目黒川のみどりとのつながりや周辺住宅街との関わりなど、十分配慮した計画とすること。

## (9) 廃棄物

廃棄物等に関しては、その排出先や処理計画等を公開するとともに、極力、再利用、再資源化をおこない、発生量の低減を図ること。また、かなりの量の建設発生土が考えられることから、残土の一時保管場所を明示すること。

## (10) 温室効果ガス

ア 当区では目黒区環境基本計画に基づき、環境保全及び二酸化炭素排出削減に取り組んでおり、本工事にあたっては、可能な限り環境への影響を低減するよう十分な配慮をもって施工すること。

イ 建替え後の本清掃工場においても、温室効果ガスの排出抑制およびエネルギーの創出の取り組みに努力すること。

## 3 その他の事項

### (1) 空間放射線量、放射性物質

放射性物質汚染対策対処特措法等関係法令及び放射線測定に関するガイドラインなどに基づき、空間放射線量・放射性物質について、引き続き測定を継続するとともに、適切に対処すること。

### (2) 緑化計画

ア 緑化基準として、接道部、敷地内、建物の緑化の確保について、可能な限り緑を配置した、基準を満たす緑化計画とすること。

イ 目黒川沿いの環境を踏まえた地域の原風景の回復と、生き物が集まる生物多様性に配慮した植栽計画とすること。

### (3) 解体工事

ア 解体工事に当たっては、粉じん、悪臭、騒音、振動の発生が予測される。最大限の公害防止措置を採用すること。また、予測に当たっても養生方法等を検討し、最大の効果がある方法で予測すること。

イ 解体工事に当たっては、当該工場の一部に存在する汚染土壌の封じ込め施設に対して影響のない工法を選択すること。

ウ ごみバンカーの放射能濃度を測定し、安全性を確認したうえで、解体工事を開始すること。

#### (4) アスベスト

ア 解体工事に際して実施する石綿の有無に関する事前の調査等については、平成26年6月に改正された大気汚染防止法に基づき行うこと。

イ 計画書中の、「飛散性の恐れのある吹付け材等として使用されていないことは確認済み」の記載について根拠を明らかにすること。また、解体前に非飛散性アスベストの調査を行うとしているが、使用が確認された場合は、大気汚染防止法、東京都環境確保条例及び廃棄物処理法に基づき、適切かつ確実に処分するとともに、調査内容及び処分方法等について、周辺住民に周知するとともに区に報告すること。なお、非飛散性石綿成形板等の処理は、適正に行うとともに周囲への飛散防止を図ること。

#### (5) 雨水流出抑制

目黒区内でも平成25年に最大時間雨量100mmを記録していることから、近年のいわゆるゲリラ豪雨に対応するための措置を行うこと。

#### (6) 封じ込め施設

解体工事等における封じ込め施設の安全性を確認するため、封じ込め物質に応じた測定項目について、封じ込め施設の状態を監視できる場所で、定期的に行うこと。

#### (7) 生物・生態系

区では「目黒区生物多様性地域戦略」を策定しており、この戦略及び「目黒区みどりの基本計画」において清掃工場は重要な位置を占めている。また、現工場設置時においても予測評価している項目である。については、環境影響評価の項目に生物・生態系を追加すること。